

四日市市告示第688号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条第1項の規定により縮小した公印の印影を印刷して使用するので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年12月27日

四日市市長 森 智広

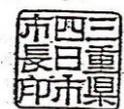
1 名称

三重県四日市市長印

2 寸法

方12ミリメートル

3 印影



4 使用区分

令和8年3月31日を有効期限として発行する四日市市重度障害者タクシー乗車券及びはり・きゅう・マッサージ利用券

5 使用開始日

令和7年4月1日

(健康福祉部障害福祉課)